

# 介護保険

安心した老後を過ごすために、介護 が必要な人を社会全体で支えるのが介 護保険制度。自分だけではなく、身近 な人の福祉や健康、医療、生活などに ついて心配や悩み事があるときは、介 護保険課や地域包括支援センターなど の窓口で気軽にご相談ください。

40~64歳の人

(第2号被保険者)の納付

加入している健康保険の保険

者が、健康保険料などと併せて

介護保険料を徴収します。詳し

くは、加入している健康保険の

保険者へお問い合わせください。

★特別徴収から普通徴収への変更

は、本人の希望ではできません

★年度途中に65歳になる人や他

市町村から転入した人は、年金

を受給している場合でもその年

度は普通徴収になります

# 介護サービスを利用したいとき

日常生活で介護が必要になり、介護保険サービスを利用する ときは、「要介護認定」を受ける必要があります。まずは介護 保険課や表1の地域包括支援センター・介護支援センター、市 公式ホームページに掲載している指定居宅介護支援事業者など へ気軽にご相談ください。

### 表1 地域包括支援センターと介護支援センター

| 名称(所在地)                    | 電話番号     |
|----------------------------|----------|
| 盛岡駅西口地域包括支援センター(盛岡駅西通一)    | 606-3361 |
| 浅岸和敬荘地域包括支援センター(浅岸三)       | 622-1711 |
| 松園・緑が丘地域包括支援センター(西松園二)     | 663-8181 |
| 五月園地域包括支援センター(東山二)         | 613-6161 |
| 青山和敬荘地域包括支援センター(南青山町)      | 648-8622 |
| みたけ・北厨川地域包括支援センター (月が丘三)   | 648-8834 |
| イーハトーブ地域包括支援センター(本宮一)      | 636-3720 |
| 地域包括支援センター川久保 (津志田26)      | 635-1682 |
| 玉山地域包括支援センター(好摩字夏間木)       | 682-0088 |
| 上田介護支援センター(上田一)            | 604-1335 |
| ケアガーデン高松公園介護支援センター(上田字毛無森) | 665-2175 |
| ヴィラ加賀野介護支援センター(加賀野三)       | 651-5723 |
| 城南介護支援センター (神明町)           | 621-1215 |
| おでんせ介護支援センター (上厨川字横長根)     | 648-0621 |
| 千年苑介護支援センター(上太田穴口)         | 658-1190 |
| 都南あけぼの荘介護支援センター(湯沢4)       | 639-2528 |
| 飯岡介護支援センター (永井14)          | 605-7077 |
| 希望の里介護支援センター (乙部5)         | 696-4386 |
| 秀峰苑介護支援センター(下田字石羽根)        | 683-1526 |



# 保険料や利用者負担額の減免

災害や失業など特別な理由で、介護保険料の納付や介護サー ビス利用者負担額の支払いが難しくなったときは、減免・猶予 を受けられる場合があります。また、世帯の所得に応じて利用 者負担額の一部が高額介護サービス費として給付されたり、施 設サービスでの食費や部屋代などが軽減される制度があります ので、早めにご相談ください。

なお、東日本大震災により被災した人の介護サービス利用者 負担額は、本年度も引き続き減免される場合があります。詳し くは、介護保険課へどうぞ。

# 要介護認定調査の 個人受託者を募集

自宅を拠点に要介護認定調査 業務ができる人を随時募集して 人①介護支援専門員証を持って います。

31日

【応募資格】次の全てを満たす

― 詳しくは介護保険課へどうぞ!

いる②居宅介護支援事業所など 【委託内容】要介護認定調査の に所属していない③認定調査の 実施と認定調査票の作成・提出 実務経験が2年程度ある④認定 【委託期間】契約日~来年3月 調査に必要な交通手段や通信手 段がある⑤盛岡市などで月20 ~30件程度の調査ができる

# 介護保険料は忘れずに納付を

本年度の介護保険料通知書は6月30日に発送。保 険料を納めないと、自己負担が増えるなど制限を受け ることがあります。期限までに必ず納めましょう。



# ▶納付方法

65歳以上の人 (第1号被保険者)の納付

### ①特別徴収

受給中の年金から差し引かれ ます。【対象】28年4月1日現 在、65歳以上で、年額18万円以 上の老齢・退職・障害・遺族年 金を受給している人

### ②普通徴収

金融機関の窓口かコンビニエ ンスストア、ゆうちょ銀行、郵 便局 (東北地方のみ) で納付し てください。【対象】28年度 中に65歳になるなど、特別徴 収に該当しない人【納期限】市 が送付する納入通知書に記載。 年間の保険料を7月から翌年2 月まで、8回に分けて納付

# ▶65歳以上の介護保険料

高齢化に伴い増加する介護保険サービスに対応するため、昨年度 に介護保険料を改定しました。29年度までの介護保険料の段階区 分と対象者の所得区分は表2のとおりです。

# 表2 介護保険料の段階と年額(65歳以上の人)

| 段階区分                                     |                       | 対象者             | 保険料年額              |  |  |  |
|--|-----------------------|-----------------|--------------------|--|--|--|
| 第1段階                                     | 次のいずれかに該              | 当①生活保護または中国残留   |                    |  |  |  |
|  | 邦人等支援給付を              | 3万3300円         |                    |  |  |  |
|  | 給者で、世帯全員              |                 |                    |  |  |  |
|  | 住民税非課税で、              |                 |                    |  |  |  |
|  | 得金額※が80万円             | 以下              |                    |  |  |  |
|  |                       | 本人の課税年金収入+合計所   |                    |  |  |  |
| 第2段階                                     | 世帯全員が住民税              | 得金額※が80万円を超え120 | 5万1900円            |  |  |  |
|  | 非課税                   | 万円以下            |                    |  |  |  |
| 第3段階                                     |                       | 第1・2段階に該当しない    | 5万5600円            |  |  |  |
| 第4段階                                     | 本人の住民税が非              | 本人の課税年金収入+合計所   | 6 <b>E</b> 2000III |  |  |  |
|  | 課税だが、同じ世              | 得金額※が80万円以下     | 6万3000円            |  |  |  |
| 第5段階                                     | 帯に住民税課税者              | 本人の課税年金収入+合計所   | 7 = 4100 m         |  |  |  |
|  | がいる                   | 得金額※が80万円超      | 7万4100円            |  |  |  |
| 第6段階                                     | 木人に住民投が運              | 120万円未満         | 8万8900円            |  |  |  |
| 第7段階                                     | 本人に住民税が課              | 120万円以上190万円未満  | 9万6300円            |  |  |  |
| 第8段階                                     | 税され、前年中の<br> 合計所得金額※が | 190万円以上290万円未満  | 11万1100円           |  |  |  |
| 第9段階                                     | 次の額                   | 290万円以上400万円未満  | 12万5900円           |  |  |  |
| 第10段階                                    | 八の領                   | 400万円以上         | 14万4500円           |  |  |  |
| <b>※会計で組合館・順子もこれ的左合物除める亜奴弗もじた美しコルモ然の</b> |                       |                 |                    |  |  |  |

※合計所得金額:収入から公的年金控除や必要経費などを差し引いた後の 所得金額



【問】介護保険課(市役所別館5階 認定係☎626-7560 保険料係☎626-7581 給付係☎626-7561 事業所指定係☎626-7562



# 食費・部屋代の負担軽減について 8月から認定要件が変更になります

介護保険施設に入所している人や、短期入所(ショートステイ)を利用 している人の食費・部屋代については通常、全額自己負担となります。た だし、所得が低い人については、食費・部屋代の負担限度額を設け、負担 を軽減しています。負担限度額は表3のとおりで、8月からは第2段階の 対象者の判定に非課税年金(遺族年金・障害年金)が加えられます。

### 表3 負担軽減の対象者と負担限度額

| 段階       | 7.7.3.2.  |                       | 負担限度額(日額) |        |      |      |  |
|----------|---|-----------------------|-----------|--------|------|------|--|
| 区分       |   |                       | 部屋代       |        | 食費   |      |  |
| 第<br>1   | 1 43  | 次次のいずれかに該当            | 多床室       |        | 0円   | ]    |  |
|          |   | ①生活保護を受けている           |           | 特養等    | 320円 | 300円 |  |
| I        |   |                       |           | 老健・療養等 | 490円 |      |  |
| 段階       | てばに   |                       | ユニット型     | 準個室    | 490円 |      |  |
|          | いる。   | ユニット型                 | 個室        | 820円   |      |      |  |
|          | 第2<br>2<br>2<br>2<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3<br>3   |                       | 多床室       |        | 370円 |      |  |
| 第 2 段階   |   |                       | 特養等       | 420円   |      |      |  |
|          |   | 【28年8月から】本人           | 従来型個室<br> | 老健・療養等 | 490円 | 390円 |  |
|          |   | ユーツト空华100至            |           | 490円   |      |      |  |
|          |   | 2 年 金額が80万円以下 ユニット型個室 | 個室        | 820円   |      |      |  |
|          | が②単<br>金額が80万円以下<br>金額が80万円以下<br>金額が80万円以下<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一 | 多床室                   |           | 370円   |      |      |  |
| 第 3 段階   |   | 従来型個室                 | 特養等       | 820円   |      |      |  |
|          |   | 1处木空间至                | 老健・療養等    | 1310円  | 650円 |      |  |
| 薩        |   | ユニット型                 | 準個室       | 1310円  |      |      |  |
|          |   | ユニット型                 | 個室        | 1310円  |      |      |  |
| 第4<br>段階 | 第1~3  | 段階に該当しない              | 負担限度額     | なし     |      |      |  |

多床室: 2~4人の相部屋。ユニット型個室・準個室:10人程度のグループごと に介護が行われ、食堂、浴室などの共有スペースが併設された個室。 従来型個室: それ以外の個室。特養等は、在宅介護が困難な人が常時介護を受けられる施設。老 健・療養等は、医師の管理の下で療養しながら介護を受けられる施設

### ▶軽減の対象になるサービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護 療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、 短期入所生活介護、短期入所療養介護

### ▶軽減を受けるには申請が必要

# 申請窓口

- ・介護保険課
- ·都南総合支所税務福祉係
- · 玉山総合事務所健康福祉課



- 申請に必要なもの
- ①印鑑
- ②預貯金通帳の写し(銀行名と支店名、 口座名義、申請日から2カ月前までの 取り引き記録が分かる部分)

′ 限度額認定証を交付します

- ③有価証券や金・銀などの時価評価額 が容易に把握できる貴金属、投資信託、 負債などがある人はそれらを確認でき る書類の写し
- ※夫婦の場合、いずれか一方の申請でも、2 人分の①~③が必要

負担限度額認定証には有効期間があり、その期間は申請した月の1日 から翌年(1月以降の申請の場合は同年)7月31日までです。有効 期間後も引き続き認定証の交付が必要な人は、更新の手続きをしてく ださい。本年度の更新の申請は7月1日から受け付けます

参加無料」 みんなで科学を楽しもう

# サイエンスシンポジウム2016

将来を担う子どもたちに先端科学に触れる機会を提 供するイベントを開催します。

【日時】7月18日(月)10時~17時(児童向け講演会は 12時半~13時半、シンポジウムは13時半~16時半)

【場所】アイーナ (盛岡駅西通一) 【内容】

### ▶シンポジウム

- ①特別講演「生命の起源を探る」…講師は宇宙航空研 究開発機構 (ĬAXA) の國中均さんと、海洋研究開 発機構 (JAMESTEC) の高井研さん
- ②パネルディスカッション「科学の力で日本を元気 に!」…ゲストパネリストは女優の南沢奈英さん
- ▶児童向け講演会「三陸の魚は面白い!」
- 東京海洋大名誉博士のさかなクンのお魚講座 見て、触れて、学べる

### ▶特別展示

デジタル地球儀「触れる地球」

- 水素で走る燃料電池自動車「MIRAI」 ▶県内外の機関による研究成果の展示
- ▶中高生によるサイエンスショー
- ▶NHK盛岡放送局協賛特別企画 BSプレミアム 「コズミックフロントNÉXTI 出前講演

【対象・定員】いずれも小学生以上

【申し込み】シンポジウムのみ必要(定員約500人)。 往復はがきに住所と名前、職業(学校名)、電話番号を 記入の上、®020-8570内丸10-1、岩手県科学ILC 推進室内、いわてサイエンスシンポジウム2016実行委 員会事務局へ郵送。はがき1枚につき4人まで申し込 みできます。7月6日(水)必着。応募多数の場合は抽選

【問】同シンポジウム実行委員会☎629-5252

※同シンポジウムは全国モーターボート競技施行者協議会からの拠 出金を財源としています





イベントいっぱい★

未就学児と 妊産婦の医療費

# 窓口での支払いが 自己負担額までに

未就学児と妊産婦が8月1日以降、県内の医療機関 にかかるとき、医療費受給者証を窓口で提示すれば自 己負担額だけの支払いで済むようになります。対象者 には、8月1日から使用できる医療費受給者証を7月 下旬に送ります。

また、乳幼児と重度心身障がい者、ひとり親家庭、 中度身体障がい者、寡婦・寡夫、小学生などで、8月 1日以降も引き続き対象になる人には新しい受給者証 を送ります。なお、保護者の所得金額などの確認が必 要な人には、事前にお知らせします。【問】医療助成 年金課☎626-7528



[広報もりおか 28.7.1] 3